

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

——ミュンスター蘭の事例に即して——

渡 辺 尚

11 ベストファーレンとプロイセン（承前）

(13) ホーエンツォランとビテルスバハ

前節までの検討の結果、1609年に発生したユーリヒ-クレーベ継承紛争こそが、ブラデンブルク-プロイセンのベストファーレン進出の直接の契機となったことがあきらかになった。ときあたかも、ブルグンド ライヒスクライスを主戦場としてネーデルラント共和国の対スペイン独立をめざす八十年戦争のさなか、これに隣接するニーダーライン-ベストファーレン ライヒスクライスの連合公邦で発生した継承問題は、西ヨーロッパ諸国をまきこむ国際紛争を引きおこすにいたった。この連合公邦の相続権者のなかで最高順位者が、ほかならぬホーエンツォランとビテルスバハ *Wittelsbach* の両家であった。前述のように、ユーリヒ、クレーベ両公邦をも戦場にしたスペイン軍とネーデルラント共和国軍の軍事行動は、1614年のクサンテン *Xanten* 条約による三公邦の事実上の分割をもって終結した。ライン河左岸域のユーリヒおよび右岸域のベルクの両公邦はパルツ-ノイブルク *Pfalz-Neuburg* 領（ビテルスバハ）に、ニーダーライン両岸域にまたがるクレーベ公邦、ベストファーレンのマルク、ラーベンスベルクの両伯邦、ノールトブラーントの小領地ラーベンステイン *Herrschaft Ravenstein* はブランデンブルク領（ホーエンツォラン）にそれぞれ帰属することが確定した。他方で、ベスト レクリングハオゼン *Vest Recklinghausen* とベストファーレン公邦 *Herzogtum Westfalen* はケルン大司教邦の属領となった。ミュンスター、パーダボルン両司教邦は断続的にケルン大司教を司教領主としていたので（司教邦の同君連合）、ベストファーレンは事実上ケルン大司教邦とブランデンブルク-プロイセンという対抗関係の原型が生まれたことにはかならない^{い1)}。いまや、ベストファーレンはボン / ブリュール *Briühl*（ケルン大司教所在地）およびベルリーンにそれぞれ拠点をおく二大勢力による遠隔支配を受けることになったのだ^{い2)}。

それだけではない。前者の奥行きはライン河下流域を越えてはるか南方へ延びていたのだ。ケルン大司教は16世紀末以降、事実上バイエルン公邦のビテルスバハの公子の世襲的地位となったからだ。ベストファーレンの支配権をめぐる世俗邦対教会邦の対立は、ホーエンツ

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

オラン対ビテルスバハのそれにはかならなかった。1583年ケルン大司教の座に、バイエルン公アルプレヒト五世 *Albrecht V* の息子エルнст フォン バイエルン *Ernst von Bayern* が選出された。かれはすでに、フライズィング *Freising*, ヒルデスハイム *Hildesheim*, リエージュ *Liège* の司教をかねており、1585年にはミュンスター司教をも兼任することになった。この1583年をもって、バイエルン公子のケルン大司教座支配がはじまり、これは1761年まで約180年間つづくことになった。しかもその間、ケルン大司教はたびたびミュンスター、パーダボルン、オスナブリュク、ヒルデスハイム、リエージュの司教をも兼ね、前述のようにベストファーレン公邦という世俗邦の領主でもあった。このエルнст フォン バイエルンのもとでミュンスター司教邦の再カトリック化がはじまり、反宗教改革 *Genreformation* の逆流は、三十年戦争終結をもってようやくとまった。ユーリヒ-クレーべ継承紛争はホーエンツォランにベストファーレン進出の機会をあたえたばかりでなく、すでに1580年代にケルン大司教邦を手にいれていたビテルスバハに、ニーダーラインの世俗領をも獲得する機会をあたえたのだ。プランデンブルク-プロイセンの西方進出過程に、バイエルンとの緊張関係がつねに影をおとしていたことを見すごすことができない³⁾。

以上を念頭におきながら、ここであらためてプランデンブルク-プロイセンの領土拡張に目を向ける。前述のように、1648年のベストファーレン講和条約はプランデンブルクの領土拡張過程にあたらしい局面をもたらした。東へ向かっては、プランデンブルクが1637年以来継承権を有していたフォアポマン *Vorpommern* がスウェーデン領にわたった代償に、プランデンブルクはそれまで名目的には司教邦だったハルバーシュタット *Halberstadt*, カミン *Kammin* を獲得し、オーダー河以東のヒンターポマン *Hinterpommern* の領有権も確認された。そのうえ1648年の規定にもとづき、プランデンブルクは1680年にマクデブルク大司教邦の継承権をも取得した⁴⁾。

西部に目を向ければ、いまやプランデンブルク-プロイセン領はマルク、ラーベンスベルク、テクレンブルク三伯邦、クレーべ公邦に加えて、すでに世俗化していたミンデン旧司教邦をベストファーレン講和条約により取得し、もってミュンスター、パーダボルン両司教邦、ベストファーレン公邦をプランデンブルク-プロイセン領がはさむ構図をえがきだすにいたった。マルク伯邦はバテンシャイト *Wattenscheid* からゾーストまでのヘルベーケの西半分およびザオアラントの西北部をふくみ、ベストファーレンの南部の東西にひろがる地域を支配している。ラーベンスベルクとミンデンは、トイブルク山地 *Teutoburger Wald*, ビーエン山地 *Wiehengebirge*, ベーザー河岸域にひろがる東北ベストファーレンで一円的領域ラーベンスベルガーラント *Ravensberger Land* を形成した。これにリペ伯邦との共同統治下にあるリップシタット *Lippstadt* に対する持ち分も加わった。18世紀にはいってもベストファーレン周辺でプロイセンの領土拡張がつづき、1702年にリンゲン *Lingen* 伯邦、クレーフェルト市 *Krefeld* をふくむメアス *Moers* 侯邦を、1713年にユイトレヒト条約でニーダーライン

のゲルデルン上部地区 *Oberquartier Geldern* を、1744年にオストフリースラント *Ostfriesland* 侯邦を獲得した。かくてプロイセンは18世紀半までに、ベルリーンを心臓部にしてバルト海圏、北海圏へむかって東西に大きく羽をひろげ、グレイトブリテン、フランス、オーストリア、ロシアに次ぐヨーロッパ第五の大國にのしあがったのだ⁵⁾。

このプロイセンの領土拡張過程で、オストフリースラントの取得により北海港エムデンを領有するにいたったことは、注目に値する。プロイセンがネーデルラントならびにハンブルクおよびブレーメンを介さずに直接北海に出る海港をついに獲得したことを意味し、その地政学的意義は軽視できない。いまやプロイセンは、北海圏への進出を窺う態勢をととのえるにいたったからだ。

それでは、プロイセンの西方志向に17世紀以降ゆらぎがなかったかというと、けっしてそうではない。とりわけ18世紀後半フリードリヒ二世の領土政策の基本方針には、検討の余地がのこる。七年戦争期（1756～1763）にかれは次のような提案をおこなったという。それは、ケルン大司教クレーメンス アオグストがオーストリア側に立って参戦するとき、イギリス・ハノーファー連合軍が西部ドイツに布陣するならば、その見返りにパーダボルン、オスナブリュク、ミュンスター三司教邦を世俗化してハノーファー選帝侯領に併合することをみとめるというものであった。かれはまた、七年戦争中プロイセンに一時占領されたメクレンブルクを、ニーダーライン-ベストファーレンのプロイセン領と交換して取得することをねらっていたという⁶⁾。

ここで、フリードリヒ二世のプロイセン領土拡張戦略の方向性があらためて問われることになる。第一に、すでにベストファーレンの三司教邦をはさみうちにする、すなわち、ライン河およびベーザー河への出口をおさえる形で自領を配置していたプロイセンが、この意味では地政学上なかば死に体となった三司教邦を交換分合の駒として利用しようとしたことは、十分にありうることである。第二は、プロイセンからみてバルト海沿海域に位置するメクレンブルクの方が、ニーダーライン-ベストファーレンより領有の効用が高いとみられたことも理解できる。総じて、西部遠隔の飛び地はプロイセンからみていわば内国植民地であり、これの領有が費用対便益の点でからはずしも有利ではないと認識され、いわば領地交換用の駒としての利用価値が重視されていたとしてもふしきではない。フリードリヒ二世にとりもっとも望ましいのが、プランデンブルク周域の一円的拡大およびバルト海圏の全面的領有であったことは推定に難くない。オーダー河上流域シュレーズィエンの併合は、河口までの全流域の獲得の目標の一部であったにすぎないはずなのだ。すでにシュテティーンをふくむフォアポマンを領有していたとはいえ、メクレンブルクを併合することにより、はじめてプランデンブルクからバルト海までの地続きの一円領有が完成する。プロイセンの西部の飛び地がライン河やベーザー河の流域であるとはいえ、北海に臨む地帯を統治下においていない現状は好ましからずと認識されていたとしても不思議でない。西部の飛び地を拡張して北海圏

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

領有をめざすベクトルと、東部バルト海圏を一円的に領有するベクトルとを同時並行的に推進しながらも、両者が政策上の優先度をめぐる競合関係に立ったとき、東部を優先したことは十分に推量できる。

それでは、北海圏への領土拡張はホーエンツォランの至上命令であったという、これまでの解釈を訂正する必要があるのだろうか。それとも、フリードリヒ二世にいたってホーエンツォランの方向性がぶれはじめたということなのか。ここで、18世紀の後半、北海の制海権がすでにグレイトブリテンの手に移っていたことを思いおこそう。また、イングランドとスコットランドの合同王国としてのグレイトブリテンが、ハノーファー公邦を同君連合で統治しており（かつて、ブランデンブルクがプロイセン公邦を同君連合で統治したように）、このグレイトブリテン-ハノーファー連合に当時のプロイセンがつけいる隙はなかった。西へひろがりすぎて統治費用が効用に見あわなくなつたと判断するならば、ここはいったん東へしりぞいて、ブランデンブルク周辺の一円的統合拡に注力する方が得策という選好にかたむいたとしても、けっして不合理といえない。

以上、ブランデンブルク-プロイセンの版図拡大過程を追ってきたが、ここで、内政改革過程に目を向けることにする。

12 プロイセンの行・財政改革とベストファーレン

（1）中世の行政区画、アムト Amt

17世紀の東西両方向への領土拡張と同時並行的に、プロイセンは内政上も空間秩序形成・整備をすすめていった。18世紀以降のプロイセンにおける行財政改革は、同君連合による諸領邦の集合体としてのプロセン領を、経済空間の新しい動態に適応したひとつの領域空間に統合するための空間制度の創出であった。そこでまず、先行的地域行政単位である中世の遺制、アムト *Amt* に目を向ける。

アムトの任務は、領邦君主の所有財産の保全と公租公課の徴収、法秩序の維持にあった。その長は「アムト代官」*Amtsdrost, Amtsmann* と呼ばれ、アムト管区 *Amtsbezirk* の拠点に城塞 *Burg*、防壁屋舎 *feste Häuser*、要塞都市 *befestigte Stadt* が建設された。アムト管区は *Gericht, Pflege, Vogtamt, Vogteiamt, Viztumamt* とも呼ばれた。ただしベストファーレンでは *Amt* と *Gericht* は区別され、*Gericht* もしくは *Gerichtsbezirk* は世襲裁判管区 *Patrimonialgericht* として、在地領主が全領民に対して行使しうる世襲的裁判権がおよぶ範囲を意味した。ミュンスター司教邦の最初のアムトは13世紀に北部周辺域のフェヒタ *Vechta*、エムスラント *Emsland* に設置され、14世紀前半に中核部ミュンスター蘭トに導入された。13世紀半ばはドイツハンゼが商人ハンゼから都市ハンゼに移行した時代であり、ハンゼ貿易の新しい動向に対応する行政空間の制度化であったとみなしうる。パーダボルン司教邦、

マルク、ラーベンスベルク両伯邦にも14世紀半ばまで導入された⁷⁾。

なお、アムト制はベストファーレン公邦では1420年に導入されたが、都市・零細都市はアムトに属さなかった。当公邦ではこの制度は18世紀末まで存続し、1781年に広狭が一様でない43のアムトおよびゲリヒトをかぞえた。中世の行政制度がベストファーレン公邦に最も遅くまでのこったことは、ケルン大司教邦の属領であるこの地が、旧習に固執する保守的土地柄であったことをものがたる。ともあれ、地域行政制度の改革が全国的に一举にかつ一律に遂行されるのではなく、各地域の事情に応じて長期にわたる移行期間が設けられたことは看過できない。それだけではない。後述するマルクの事例が示すように、あたらしい行政単位、ラントクライスはアムトに代わるものではなく、これをゆるやかに統合する上位行政単位として導入されたのであり、したがってクライス内の局地的単位としてアムトやゲリヒトが残存したのだ。総じて制度改革の漸次性にともなう新旧制度の長期にわたる併存は、必然的に行政単位の重層性を生みだすのであり、これは国家権力の重層性に呼応する。クライス・アムトへの二重化は、近代ドイツ史を刻印する制度的連続性と重層性を端的に示す事象と言えるのかもしれない。

(2) 行政改革

前述のように兵士王 *Soldatenkönig* フリードリヒ ビルヘルム一世（在位 1713-1740）は、徴兵区制度 *Kantonverfassung* を創設して常備軍体制の整備、拡大をめざした。これが必要とする巨額の軍事費の原資を捻出するために財政制度改革が必須の要件となる。それが財政制度だけではなく行政制度一般の根本的改革へ向かわせることは必至であった。プロイセンの近代的行政制度の構築は兵制改革が起点になったのだ。その中核は「総務・上級財政・戦争・王領地管理省」*General-Ober-Finanz-Kriegs- und Domänendirektorium*（「総務省」*Generaldirektorium*）の設置である。1722年12月、ベルリーンの「総合財務省」*General-Finanzdirektorium*（税務、御料地経営）と「一般戦争委員会」*General-Kriegskommisariat* が総務省に統合された。総務省はプロイセン王邦全土を管轄する最高峰官署として1808年まで存続し、プロイセン王邦をひとつの国家へ統合する行政上の要石となった。総務省は、(1) 国境・入植事案、(2) 戦争行動・軍事経済 *Marschwesen und Militärökonomie*、(3) 郵便・铸貨制度、(4) 出納・会計制度、以上の四局から成了。この運営は、事業原則 *Sachprinzip* と領地原則 *Territorialprinzip* とともにとづいていた。各局の出先機関として「戦争・御料地庁」*Kriegs- und Domänenkammer* が設けられ、第三局（クレーベ庁）の管轄領地は、クレーベ公邦、マルク、ゲルデルン、メアスの三伯邦、ノイエンブルク侯邦、第四局（ミンデン庁、すでに1719年に先行設置されていた）のそれは、ミンデン侯邦、ラーベンスベルク、テクレンブルク、リンゲンの三伯邦であった。よって、プロイセン領ベストファーレンは経済政策の主たる対象地域と目され、二つの局の分掌管轄下におかれたこと

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

になる。これはフリードリヒ ビルヘルム一世の時代になって、それまで分離していたミンデンとラーベンスベルク、クレーベとマルクをそれぞれ一体とみなす地域観念を生むきっかけになった。それは、後論するように両地域に対する地域経済政策の差異をはらんており、それがこれ以降の両地域の相異なる経済空間的展開の契機になったことはみすごせない。さらにまた、マルクが、ニーダーラインのクレーベ、ゲルデルン、メアスとともに、すなわちライン河左岸域とも地続きの一円的経済政策空間とみなされたことにも目がゆく。18世紀前半のうちに、ライン河下流部が事実上「プロイセンの河」と認識されはじめていたことを示唆するからだ。

1723年各地に設置された戦争・御領地庁の管轄業務は、軍隊、税務、財政、製造業・農業振興、土地測量、交通振興とりわけ道路建設、公共の安寧・秩序の維持と多岐にわたっていた。税務については、公租公課 *Kontribution*、すなわち農村の地税と都市の消費税の徵収を主務とした。1767年ハムにクレーベ本庁の出先機関としてマルク伯邦出張所 *Kammer-deputation für die Grafschaft Mark* が設置され、これは1787年「マルク戦争・御料地庁」*Märkische Kriegs- und Domänenkammer* としてクレーベ本庁から独立した。その管轄範囲は炭鉱業、製塩業、商工業、ルール・リペ舟運にひろがり、それぞれ管轄部局を備えるにいたった。すなわち、炭鉱局 *Bergamt*、マルク商工業委員会 *Märkische Fabrikkommission*、森林局 *Forstamt*、道路局 *Wegeamt* である。フリードリヒ ビルヘルム一世を継いだフリードリヒ二世（在位 1740–1786）は総務省を八局に分け、そのうち 1768 年に設置された炭鉱・冶金業 *Bergwerks- und Hüttenwesen* 管轄の第七局は、ベストファーレン、とくにマルク伯邦を管轄区域にした。1777年にこの局長に就いた炭鉱技官フォン ハイニツ *Friedrich Anton von Heinitz* (1725–1802) は、シュレーズィエンとマルクの石炭鉱業の発展に貢献した技術官僚である。以上から浮かびあがるクレーベとマルクを一体とみる行政姿勢から、19世紀のライン-ルール軸形成に先だって、18世紀にライン-リペ軸がプロイセンの西部行政の中軸となったことも、留意されるべきであろう。

ミンデン侯邦とラーベンスベルク伯邦については、まず 1719 年に両邦が行政上統合され、ミンデン市が主都になった。それまで御料地を管轄してきたアムト庁 *Amtskammer* はミンデンの戦争・御領地庁に吸収され、税務委員会 *Steuerkommissariat* も同庁に統合されて、同庁は前述のように 1723 年総務省第四局の管轄下に編入された。なお、戦争・御料地庁に統合された税務理事会 *Steuerräte* は、マルクではルール川の南北にそれぞれ一人の税務理事官を配置したが、ミンデンでは一人の税務理事官がミンデン、ラーベンスベルクの 10 都市の税務を管轄した。

またこのとき以降、地域行政当局としての戦争・御料地庁の管理・運営が、地元貴族ではなく中央から派遣された専門官僚によって担われるようになったことも注目される。封土収入によって生活する現地貴族ではなく、領邦君主からの俸給により（後述のように、たとえ全

表 12-1 Mark 伯邦のクライス区分 (1753)

クライス	所属・都市クライス <i>Stadtkreis</i>
Altena	Altena, Breckerfeld, Lüdenscheid, Meinertzhausen, Neuenrade, Plettenberg
Hamm	Hamm, Kamen, Lünen, Schwerte, Unna, Westhofen
Hörde	Blankenstein, Bochum, Castrop, Hattingen, Hörde, Wattenscheid
Wetter	Hagen, Herdecke, Iserlohn, Schwelm, Wetter

出所 : Klueting, 66 ページ。

面的にではなくとも) 生活する専門官僚が地域行政の担い手になったからだ。これは、領民を現地貴族領主の世襲的支配から解放し、領邦君主による間接支配下におかれる「邦民」*Staatsvolk*への転化をうながす契機にもなり、19世紀の農民開放の先触れとみることができる。

1793年にフォム・ツー・シュタイン *Karl Reichsfreiherr vom und zu Stein* (1757-1831) がマルク戦争・御料地府長官に就任し、1796年にはクレーベ、ミンデンの長官も兼ねるにいたった。すでに1780年、ベター *Wetter* にクレーベ-メアース-マルク炭鉱局 *Cleve-, Moers- und Mark Bergwerksamt* が設置されており、フォム・ツー・シュタインは1784年にこれの局長にも就任していた。フリードリヒ二世の治下でも、プロイセン領ペストファーレンの行政統合・整備が着々と進められていったのだ。行政空間の再編成が試行錯誤的かつ断続的にすみ、その責任者の世襲制から任官制への転化が官民関係自体の属人主義から法治主義への転化をうながしたことを見おとしてはなるまい。これまた、ペストファーレンのプロイセンへの統合を容易にする状況を生みだしたことが疑いないからだ。とはいえ、世襲貴族との属人関係がうすれてゆく一方で、卓越した実務行政能力を具える官僚が抜擢され、独任制の官職を長期にわたり占めることで、あたらしい「近代的」属人主義が生みだされたことも軽視できない。18世紀からプロイセンは、在任期間の長い、歴史に名をとどめる、いわば企業家型官僚を輩出することになる⁸⁾。

(3) ラントクライス制度の創設

中位地域行政水準では、1741年にプロイセン王邦に併合されたシュレーズィエンにラントクライス *Landkreis* 制が設けられ、その首長にラントラート *Landrat* という称号が与えられた。このラントラート（クライス長）制度は1748年、1753年、1766年の行政命令により順次プロイセン王邦各領地に適用されていった。ラーベンスベルクとミンデンはシュレーズィエンよりはやく、すでに1734年にそれぞれ二つのクライスに区分されていた。マルク伯邦は1753年にアルテナ *Altena*、ハム *Hamm*、ヘーアデ *Hörde*、ベター *Wetter* の四クライスに区分された。（表 12-1 参照）ただし、ゾーストとゾースト沃野 *Soester Börde* は圏外におかれた。テクレンブルクとリンゲンもそれぞれクライス長の管轄下にはいった。クライス長は当地の貴族のなかから王により任命されたが、応募を要件とした。かれらは中央のク

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

ライス管轄機能を代行する一方で、クライス内の貴族身分の利益を領邦君主に対して代表する二重の機能を具える役職であった⁹⁾。クライス制の導入により各プロイセン領の行政区分が一元化され、プロイセン領ベストファーレンとしての地域的統合性がいちだんと進んだことは疑いない。他方で、クライス制は領邦君主への集権（領邦絶対主義）にある程度の歯どめをかけて在地貴族の地位保全を保障する、制度的緩衝装置とみることができる。クライス制は地域行政の中位水準として19世紀に他邦にもひろまり、全ドイツ的制度として今日にいたっている。ゲマインデとラントとの間の中位地域公共団体として自治機能を具えていることは、現代ドイツの地域自治の根源の一つが在地貴族制度であることを示唆する¹⁰⁾。

（4）消費税 *Akzise*

税制改革では、都市、農村を問わず各物品に一定の税率で課税する邦税の間接税として消費税 *Akzise* が、1660/70年代にいったん導入されたものの実務上の困難により失敗におわった。その半世紀後、1713年王位に就いたフリードリヒ・ビルヘルム一世が、膨張する軍事費の財源確保にせまられ、消費税を都市税として復活することを図った。しかし、西部諸領邦では都市・村落の分別が容易でないため、この案件に対処する準備委員会が設置された。当委員会は1714-18年にクレーベ、マルク、ミンデン、ラーベンスベルクを視察し、その結果にもとづいて、都市内に搬入される商品（消費財、奢侈品、原料、完成品）を課税対象とし、特定の商品の市外搬出に際しても課税する一種の「都市関税」を制定すること、他方でラント議会の同意を要件とする従来の都市税を廃止すること、工業村落も都市なみに課税対象地区とすること、そのために工業村落を税法上の都市に昇格させることを提議した。かくして消費税は、1716年以降ベストファーレンのプロイセン領に先行的に導入され、1720年プロイセンの全領土に適用されるにいたった。財政制度のあたらしい試みがまずベストファーレンでおこなわれることは、ベストファーレンがプロイセン領域のなかで初期工業化がすすんだ経済的先進地域であるばかりでなく、財政改革の試行の成否がただちに邦財政に響くおそれがない、一種の「実験場」として位置づけられていたことを窺わせる。消費税が都市に限定されるため、税収増をねらって工業村落の都市への昇格が1719年以降1740年代まで相ついた。それは、表12-2に示されるごとくである。この「消費税都市」*Akzisestadt*の創出は、農村工業の産出を課税対象とするだけでなく、三十年戦争中に激減した人口回復政策の一環でもあった。

それでは、徵税業務はどのようにしておこなわれたのか。1719年5月発令のラーベンスベルク伯領の「消費税規定」*Akzizereglement*によると、ミンデン-ラーベンスベルクの消費税都市では、「市門書記」*Torschreiber*と「消費税監督官」*Akziseaufseher*が市門もしくは遮断棒のもとで、市内に搬入される工業製品や一定の農産物に対して、また市内で製造され農村向けに出荷される一定の物品に対しても徵税した。ただし、都市へ搬入される農村生産

表 12-2 消費税都市

領邦	都 市
マルク伯邦	新規：Meinertzhangen (1765), Hagen (1733/46), Herdecke (1733/46) 既存：Plettenberg, Lüdenscheid, Breckerfeld, Neuenrade, Altena, Schwelm, Iserlohn, Hattingen, Blankenstein, Westhofen, Schwerte, Hörde, Unna, Kamen, Lünen, Bochum, Wattenscheid, Castrop, Hamm, Soest
リップシュタット	既存：Lippstadt
ラーベンスベルク伯邦	新規：Versmold (1719), Halle (1719), Bergholzhausen (1719), Werther (1719), Enger (1719), Vlotho (1719), Bunde (1719), Oldendorf (1719) 既存：Bielefeld, Herford
テクレンブルク伯邦	新規：Lengerich (1727), Westerkappeln (1726) 既存：Tecklenburg
リンゲン伯邦	新規：Ibbenbüren (1724), Freren (1724) 既存：Lingen
クレーベ公邦	既存：Duisburg, Ruhrort, Holten, Dinslaken, Schermbeck Wesel, Büderich, Xanten, Sonsbeck, Rees, Isselberg
メアス伯邦	既存：Moers, Orsoy, Krefeld

出所：Freitag, 425 ペイジ。Karte 3: Akzisestädte im preussischen Westfalen

物は原則として免稅された。徵集された稅金は「消費稅金庫」*Akzisekasse*に収められ、これはミンデン-ラーベンスベルク戦争・御料地庁の一部局となった。マルクでも同様であった。各市に「稅務検査官」*Akziseinspektor* (*Steuerinspektor*) が配置され、かれらは戦争・御料地庁の役人である「稅務理事」*Steuerrat* (マルクでは二人、ミンデン-ラーベンスベルクでは一人) の監督下におかれた。いまや都市財政は自主財源を大幅にうしない、領邦財政に組みこまれてしまったのだ。ようやく 1736 年から戦争・御料地庁が、消費稅收入の一部を「自由使途金」*Kompetenzgeld* として都市に割りあてるようになった。この管轄機関が「稅務理事」*Steuerrat* であり、1723 年以降「戦争・御料地庁」直属の委員 *Kommissar* として配置された。

こうして都市は、消費稅導入を機に稅務にかぎらず行政一般で自治権をうしなっていった。これまで市民から選出された市評議会 *Stadtrat* が最高意思決定機関であったが、いまや領邦君主により任命される終身官僚により構成される理事会 *Magistrat* がこれに代った。後者は二人の市長 *Bürgermeister* と 4~7 名の理事 *Ratsherr* から構成された。理事は、戦争・御料地庁の消費稅検査官の同意のもとに稅務理事から指名された。理事会の所掌事務は分掌され、理事には 1740 年代以降、「自由使途金」の枠組みから俸給が支給されるようになった。

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

もっとも、その額は生計をささえるにはたりず、理事職と主たる生業との兼業が不可欠であった。ともあれ、ここに中央集権国家としての領邦の地域官僚制度の初期形態をみてとることができる。あたらしい市制の法的根拠たる「市役所規定」*Ratshäusliches Reglement*は、まずミンデンに、ついでビーレフェルト、ヘルフォルト、ハム、イーザローン、ウナ、カーメン、リューネンに1719年までに相次いで導入され、他の都市にも1720～1730年代に、最後までのこったゾーストには1746年に導入された¹¹⁾。

以上みたように、18世紀前半のうちに消費税制導入を契機として都市制度の構造変動がひきおこされた。しかし、ベストファーレンにおける農村工業の展開が都市と村落との分別をますます困難にしたため、マルク伯邦では1791年ハムの戦争・御料地庁次長フォム・ツーシュタインの主導のもとに税制改革がおこなわれた。ふたたび消費税が廃止されて、これに代り各市が一定の税額を市理事会の権限で徴収することになった。商業活動に対しては営業税 *Gewerbesteuer* が課せられることになった。ただし、ミンデン-ラーベンスベルクでは消費税制度が存続した¹²⁾。

消費税制度がマルクより早くミンデン-ラーベンスベルクに導入され、マルクよりも遅くまで残ったことは、両邦の農村工業のそれぞれの産業特性の相違を反映していると、みることができるかもしれない。金属工業における工程間分業は亜麻工業におけるそれよりはるかに複雑で、銑鉄から最終製品にいたるまでの多段階の中間製品の供給連鎖はいくつもの村落・都市間にひろがり、これに適切に課税することは実務上、亜麻工業地帯よりもはるかに困難であったはずだからだ。この分業形態の相違は、やがて産業革命の過程で東北ベストファーレンと西南ベストファーレンとの経済空間形成作用の相違を生む要因と関連しているように思われる。

以上から、18世紀前半のうちにプロイセン領ベストファーレンの諸都市が財政・行政自治権をうしなってゆき、ベルリーンへの集権過程がすすんだことがたしかめられた。ベストファーレンの「プロイセン化」は、都市の自治権喪失の過程でもあったのだ。改革派教会のゲマインデが点在するためホーエンツォランと比較的相性のよいベストファーレンの諸都市が、領邦集権政策の試行のための格好の場として利用されたとしてもふしげでない。さらにまた、18世紀に政策的に創りだされた消費税都市だけでなく、ハンゼの時代にベストファーレン各地にうまれた中世都市が、このプロイセン化過程で政治的・経済的自治権をうしなっていったとはいえ、ハンゼの遺産である広域交通・通商網の結節点としての機能が、ベルリーンを最高峰中心地点とするプロイセン領交通網編成過程に適合的に作用したことを見おとせない。さらにまた、18世紀のベルリーンへの集権体制へ向かうかかる試行錯誤的政策努力の蓄積が、19世紀にプロイセン領に編入されるベストファーレン教会領の統合にも活かされたことを軽視してはなるまい。

13 ベストファーレンの人口動態

(1) プロイセン属邦と司教邦との人口動態

1800年ごろのプロイセン領ベストファーレン（ズィーゲン侯邦、両ビトゲンシュタイン伯邦をふくむ）の総人口は約92万人であった。人口密度は人/1km²単位で、ラーベンスベルク伯邦98、ミンデン侯邦59、マルク伯邦53、パーダボルン司教邦40、ミュンスター司教邦（上部）40、ベストファーレンの平均は45であった。ここで、農業地帯のミュンスター、パーダボルン両司教邦の人口密度が平均以下であるのは当然として、興味ぶかいのは繊維工業地帯のミンデン-ラーベンスベルクが金属工業地帯のマルクを上まわっていることである。人口動態でも、ラーベンスベルクは1722～1801年に5万4000人から9万人（67%増）に、テクレンブルクは1762～1801年に1万4300人から2万0047人（40%増）にそれぞれ増えたのに対して、マルクは1722～1797年に10万人から13万32000人（32%増）にとどまり、劣後している。集計期間がことなるので単純な比較はひかえなければならないにしても、産地の人口動態におよぼす促進効果は、繊維工業の方が金属工業よりも大きかったようである。それは前者がより労働集約的、後者がより多額の設備投資を必要とするという産業特性によるものなのか、前者が農耕だけでなく亜麻栽培にも有利な平地に、後者が水力・燃料資源に富む山間地に立地するという立地特性によるものなのか、それとも地形に規定された農業制度の相違によるものなのかが問われるところである。これはさらに、18世紀の人口動態ではマルクに優越したミンデン-ラーンベンスベルクが、19世紀の原経済圏析出過程で「外縁」に位置することになり、逆にここに一歩ゆずったマルクが「中核」の一角を占めるにいたった要因はなにであったかという、根本的な問いを誘発する。

ここで、都市人口に目を向ける。世俗邦と司教邦との人口動態の差が18世紀末までにかなりひらいってしまったにもかかわらず、ベストファーレンの最大都市はミュンスターで、1775年ごろ1万4000人の人口を擁して卓越していた（ベルリーンは18世紀末に18万人で約13倍、ケルンは4万2000人弱で約3倍）。これにつづくパーダボルン、ミンデン、ドルトムント、ゾースト、ビーレフェルト、イーザローン、アルテナの7市が3000～7500人台であった¹³⁾。

ミュンスター、パーダボルン両司教邦の人口密度がベストファーレンの平均を大幅に下まわるにもかかわらず、これと対照的な両司教座教会堂都市の卓越した中心地点性は、ベストファーレンの経済空間としての構造特性を示唆している。東北部と西南部のプロイセン領初期工業地帯の間にひろがる、ミュンスター蘭の大部分を占める両司教邦の人口密度の低位（農業地帯）と、両主都の高度な中心地点性との対照に刻印されたミュンスター蘭の地域景観は、この地がやがてNRUWの中核部、マルク・ベルクの工業地域向けの食料・労働力・水力の供給源になったばかりでなく、これの自律的動態にともなう空間拡大を容易に

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

する、いわば「補完空間」*subsidiärer Raum* としても機能したことが浮かびあがってくるからだ。

（2）農村過剰人口と共有地分割

18世紀のベストファーレン人口動態は、農業制度の現状を反映している。そこで、農業制度にも一瞥を加えることにする。とりわけ18世紀の東北ベストファーレンの持続的人口増加は、過剰人口の発生を示唆する。ここで、ミュンスター蘭の農村過剰人口に目を向けよう。過酷な生計状況下でいわゆる「生計原則」*Nahrungsprinzip* が徹底し、单子相続制が根をおろした農村地域では、住民の相当部分に結婚が禁じられ、また産児制限がおこなわれ、兄弟のなかで農村にとどまる一人を除き他は外部へ流出することを余儀なくされた。流出人口の一部は近隣都市へ向かい、また相当部分が多様な就業形態をとってベストファーレン内外へ向かった。その代表的なものがネーデルラント、とりわけアムステルダムへ季節労働者として向かう集団「ホラント行き」*Hollandgängerei* と多様な形態をとる行商人（とりわけ *Tüötter* と呼ばれた亜麻布行商人）、旅職人の群れであった。亜麻布行商人を生んだのは、オスナブリュカーラント、上部リンゲン伯邦（今日のクライス シュタインフルトのホプステン *Hopsten*、レケ *Recke*、メティンゲン *Mettingen* の三小教区）、旧リンゲン伯邦の（今日の）ベストファーレン側域で、さらにザオアラントの住民も加わっていた。総じて東北ベストファーレン繊維工業地帯で人口内圧が高く、「ホラント行き」や行商人という形態をとった人口流出現象がつづいたことは、増加人口を内部で吸収したマルクの金属工業地帯と対照的な人口動態であった¹⁴⁾。

ここで、農村の過剰人口にかかる共有地問題に目を向ける。ベストファーレンの農耕最適地はヘルバークのエセンからパーダボルンまで、とりわけドルトムント、ウナ、ペアル *Weal*、ゾースト、エルビテ *Erwitte*、ゲゼーケ *Geseke* 附近まで、これに加えてミュンスター蘭の一部、バオムベルゲ *Baumberge* からベクム *Beckum* にかけての一帯である。これ以外の砂土質・湿地帯では綠肥による穀作がおこなわれた。穀作では原野の草肥や森林ではぎとられた腐植土を施して、ライ麦を作付けした。農民の食料のほとんどが穀物から成り、肉（おもに豚肉）消費は18世紀には減少したという。じゃがいもが18世紀から園芸作物として栽培されるようになった。このほか、ミンデン、ラーベンスベルク、ミュンスター司教邦の一部で亜麻が栽培された。

ちなみに、西南ベストファーレンのマルクは、ルール川の北部の肥沃なヘルバーク（ライ麦産地）と南部の山間地ズィーダラント（燕麦・じゃがいも産地）とに二分された。ライ麦は前者の地元消費の余剰がヘルデケとビテンで開かれる市場で後者に供給され、後者は農村工業と畜産の収益をもって穀物購入の対価にあてた¹⁵⁾。

かかる農業事情において共有地利用は不可欠の生産条件であった。共有地 *Allmende*（バ

イエルン、オーストリアでは *Gemeinde*, ベストファーレン、ニーダーザクセンでは *Mark* と呼ばれた) は、18世紀のベストファーレンでは農地面積の三分の一を占め、多様な形態の森林 *Wälder*, 放牧場 *Weiden*, 原野 *Heideflächen*, 湿原 *Moore*, 湿生林 *Buchwälder* から成り、建材と燃料の供給源として、また肉牛の放牧、豚のどんぐり肥育に利用された。しかし、過剰放牧、不十分な手入れ、建材、燃料、食料、肥料の乱獲と乱伐の結果、森林と草地の多くが不毛な荒れ地となり、18世紀後半のベストファーレンの共有地はかなり劣化していた。共有地の入会権者は、貴族、教会および *Schulzen*, *Meier*, *Kötter* と呼ばれる「共有地利用権者組合」*Gemeindegrenossenschaft* に属する荘宅所有者のほかに、*Brinkbesitzer* と呼ばれた小荘宅所有者がいた。この零細農階層が生計手段の不足を補うために手工業や「ホラント行き」のような季節移動労働に従事したのだ。これら入会権者のほかに、農地も自宅ももたず、共有地利用から排除された *Heuerlinge*, *Beilieger*, *Häuslinge* と呼ばれる貧農層がおり、かれらは自家消費用の牝牛を道端などで飼うほしかった。この階層こそ18世紀の農村の人口増の発生源であった。貴族や孤立荘宅農は家産維持のために産児制限をおこなわざるをえなかったが、相続財産から自由な貧農は生計原則からも自由だったからだ¹⁶⁾。

それでは、*Heuerlinge* はいかにして生まれたか。上述の共有地利用権もつ下層農民は、15世紀末から共有地に流入した零細農であった。*Markkötter* とも呼ばれたこの新農民層は、ラーベンスベルクで1537年に全農家数の1/5を占め、1600年には1/3を占めるまでに増加した。そのため共有地の実効面積は縮小する一方であった。*Markkötter* は家畜飼養を主とする零細農経営を補完するため、副業に頼らざるをえなかった。この階層が過剰人口の発生源となり、本来の農家の相続からはずれた子どもも加えて、17世紀に *Heuerlinge* と呼ばれる最下層をうみだしたのだ。これは、副業が生計を維持し、子どもを増やすだけの収入を保証したことを示唆する。かれらは空家のパン焼き小屋、納屋、羊小屋などに住み、一頭の牝牛または山羊の飼育のために一片の土地を賃借した。家賃・地代は現金および労働で支払われ、現金収入は家内工業または季節労働にたよった。家内工業は亜麻糸紡ぎ、亜麻布織り、木靴作り、籠編みなどが一般的な形態だったが、しだいに地域分化がすすみ、北部のテクレンブルク、リンゲン両伯邦では、獅子布 *Löwenlinnen* とよばれた亜麻布の製織が主たる業種となり、ホラント行き、荷物担ぎ *Packträger*, 石炭掘りなどがこれにつづいた。これに対して、南部では金属加工業、運送業、石炭・泥炭掘り、炭焼きなどが主となっていました¹⁷⁾。

共有地の劣化と *Heuerlinge* の増加に直面して、ミュンスター司教邦では1763年に、プロイセン領では1765年にそれぞれ共有地分割政策に転じた。しかし、農民の強い抵抗にあって、マルクとラーベンスベルクでは1800年までにそれぞれ4/5, 2/3を分割できたのみで、テクレンブルクとミュンスター司教邦では失敗に終わった。ウィーン会議後ベストファーレン全土がプロイセン王邦領に編入されたあと、1821年にプロイセン政府が発した「共有地分割令」*Gemeinheitsteilungsordnung* により、ようやく全ベストファーレンで共有地分割が実施のは

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

こびとなった。これが農業生産性をたかめる一因となり、ベストファーレン農業の孤立莊宅から成る散村の景觀を呈する中小農構造の枠組みが形成されていった¹⁸⁾。

亜麻紡織業の重心は北部および東部、すなわちミンデン、ラーベンスベルク、テクレンブルク、パーダボルン司教邦の一部、ならびにミュンスター・ラント西部にあった。他方で、ベストファーレン南部のザオアラント、すなわちマルク伯邦のルール川以南域（ズィーダルント *Süderland*）、リンブルク伯邦、ベストファーレン公邦は金属製鍊・加工業に特化し、南部域内の工程間・局地間分業関係が展開していた¹⁹⁾。

ここで、留意されるべきは、東北ベストファーレンが「ホラント行き」によりネーデルラントの旺盛な労働力需要に応えただけでなく、ネーデルラント海運業から発生する膨大な亜麻布需要をみたす一大供給地にもなったことである。東北ベストファーレンの農村工業の展開が、ベストファーレン一般のネーデルラント志向を強めたことは疑いない。そこで、以下、ベストファーレン農村工業について、東北ベストファーレンの亜麻工業と西南ベストファーレンの金属工業に焦点をあて、たちいった検討を加えることにする。

14 ベストファーレンの農村工業

（1）ラーベンスベルク亜麻工業

18世紀にプロイセン政府は、行政改革を中心・各領邦水準ですすめると並行して、特定の産業に対する保護・振興政策にも注力した。1742年フリードリヒ二世は「商工省」*Ministerium für Handel und Gewerbe*を設置し、経済政策運営の中央行政機構を一新した。とはいえたが、プロイセン領内のすべての商工業中心地が、ひとしくこの産業保護政策の恩典に浴したわけではない。前述のように、かれの統治下で東部が西部よりも優遇されたことはいなめないからだ。西部諸邦は内国関税や東部物産購入強制により、不利な条件を課せられた。「プロイセン国民経済」はまだ生まれるべくもなかったのだ。とはいえた、ベストファーレンの諸司教邦とくらべると産業政策の相違は歴然としていた²⁰⁾。まずはミンデン-ラーベンスベルク亜麻工業への手厚い保護政策が格好の事例となる。

前述のように、すでにフリードリヒ ビルヘルム一世が人口増を図るための産業助成策をもって、ミンデン-ラーベンスベルク統治を開始した。その一環として、1670年代後半に亜麻布品質保証のための検査場 *Legge* が、ヘルフォルト、ビーレフェルト、フロート *Vlotho*、フェルスマルト *Versmold*、オルデンドルフ *Oldendorf*、ハルク *Halk*（ベルクハウゼンに *Berghausen*）の各地に設立された。ここで亜麻生地の品質と重量が君主により任命された検査官によって精査された。さらに1688年から亜麻仁や亜麻糸も検査対象になり、外部商人による亜麻糸、亜麻布の買附けが禁止された。なかでもビーレフェルトの *Legge* の評価がたかく、そのためビーレフェルト産亜麻布はブランド化したほどである。18世紀後半に

なると助成金や信用の供与、さらに新技術情報の提供がなされるようになった。1765年ベルリーンの総務省とミンデンの戦争・御料地庁により開設された基金5000万ターラーの貸附金庫 *Leihkasse* が、ビーレフェルト商人に七年戦争後の経営再建資金を低利で融資した。つづいて1767年、当庁認可のもとで開設された「ホラント式漂白場」*Holländische Bleiche*により、薄地亜麻布を純白に漂白できるようになった。同年、フリードリヒ二世の名をもって総務省が発した漂白条例にもとづく品質保証もはじまった。この漂白場の経営と借入金返済のために88人の商人による「漂白利益共同体」*Bleich-Interessengemeinschaft* が設立され、この投資によって建屋・漂白場が建設され、漂白剤が調達された。フリードリヒ二世を継いだフリードリヒ ビルヘルム二世は、貸附金庫に代わる「ビーレフェルト亜麻布製織場助成のための恩賜基金」*Gnadenfonds zur Beförderung der Leinen-Manufaktur in Bielefeld* を寄進した。これによりビーレフェルト商人は、石鹼製造場、ダマスト織工場を建設し、アイルランド漂白加工装置、洗浄・縮絨装置を購入することができたのだ²¹⁾。

東北ベストファーレンの亜麻産業が、紡織工程の成長につづいてビーレフェルトの漂白工程に技術革新をもたらし、機械的加工産業の耕地に化学産業が発芽したことは、当地の産業連関の展開の新局面をひらくものであった。これは、西南部マルクの金属工業の基盤から発した産業連関の展開とはことなる、独自な自律的産業動態の起動として注目される。それでは、ベストファーレンの東北と西南それぞれの自律的産業連関展開の可能性をはらんだ地域が、ついにひとつの経済空間として融合せず、やがて形成される *NRUW* におけるそれぞれの位置づけを異にするにいたったのはなぜなのかが、あらためて問われるところである。

ともあれ、ミンデン-ラーベンスベルクとマルクがひとしくプロイセンの産業保護政策対象として重視された面を見落としてはなるまい。ここで浮かびあがるのが一人の技術官僚の名前である。ビーレフェルトへの新生産技術導入は、マルクの商工業委員 *Fabrikenkommis-sar* エーバスマン *Friedrich August Alexander Eversmann* (1759-1837) に負っている。かれは早くからプロイセンの炭鉱・冶金業管轄大臣フォン ハイニツの眼にとまり、1780年のマルク伯邦視察旅行に、同じく若手官僚のフォム・ツー シュタインとともにかれを同行させている。エーバスマンは1783/84年イングランドのいくつかの産地に滞在して漂白・仕上げ工程の最新技術情報を入手し（そのためかれは、イングランドで産業スパイと目された）、かれの作図にもとづきビーレフェルト商人は「洗浄・縮絨・艶出し機械」*Maschinen zum Waschen, Walken und Kalandern* を自製するにいたった。また、かれはイングランドへわたる途中ホラントにも一ヶ月滞在して、ハールレム漂白業の技術情報をあつめている。1783年5月にマルク商工業委員に任命されたかれは、マルクの縫針製造技術の改善を主導し、さらに総務省の認可のもと国費で、当炭鉱局長 *Direktor des Oberbergamtes* の任にあったフォム・ツー シュタインとともに、イングランド式石炭搬送路 *Englischer Kohlenweg* (トロッコ *Lohrenbahn*) をハティンゲン *Hattingen* 炭鉱に導入した。エーバスマンは経済官僚

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

として経歴をかさね、1785年ベター *Wetter* のマルク炭鉱局評議官 *Bergrat* に、1788年ハムの戦争・御料地庁の試補 *Assesor* に、1791年には同庁の戦争・税務評議官 *Kriegs- und Steuerrat* に昇任していった。フォム・ツー シュタインとならぶ有能な技術官僚の出現は、プロイセンが産業保護政策をいう人材にめぐまれていただけでなく、かれらがベストファーレンの東北部と西南部に分離していた二大産地をむすびつける人的紐帯として機能し、18世紀にベストファーレンがプロイセンの重商主義政策の枠組みのもとでひとつの経済空間に統合（融合ではない！）されてゆく過程で、小さからぬ役割をはたしたことをものがたる²²⁾。

（2）マルクの金属工業

① 概観

ズィーガラント *Siegerland* に産出する鉄鉱石は地元の熔鉱炉で銑鉄に製鍊されたあと、ザオアラントに豊富に賦存する水力、森林（木炭）、石炭により、オーゼムント鍛錬場 *Osemundhammer* で鍛鉄に鍛錬され、次いでこれが粗鋼鍛錬場 *Rohstahlhammer* で滓を除去した粗鋼に鍛錬され、さらにこれが圧延・鍛造所 *Reck- und Bredehammer* で高次加工された。針金製造では、多量に滓をふくむオーゼムント針金 *Osemund-Draht* を針金に加工し、これを中間製品として釘、針が加工された。鍛鉄はまた金物鍛冶場 *Kleineisenwarenhammer* で鍵、鎌、小刀、ボタンなどに加工され、刃物は研磨場 *Schleiffkotte* で研磨された。

多くの工程、品目の分業に編成されたマルクの金属工業では、とりわけ、しばしば前貸し問屋として機能する「（オーゼムント）ライデ親方」（*Osemund-*）*Reidemeister* と針金製造業者とが結束して組合を組織し、品目ごとに「集荷場」*Niederlage, Stapel* を設け、全製品がまずここに集荷され、検査をうけた。販売価格、品質、生産量が毎年の組合集会で共同決定され、1775年以降この集会は商工業委員の直接の監督のもとでひらかれた。これは亜麻工業産地の *Legge* に相応すると言ってよい。製品の公権力による品質保証は、特許制度とならび「営業の自由」の本来の目的を達成するための不可欠の補完制度というべきものであり、これまたプロイセン政府の重商主義政策の一環であった。

一連の産業振興政策の主要案件として、高度技能をえた外国人手工業者の招聘や保護関税制度が挙げられる。すでに三十年戦争終結間もない1653年に、ベルギーからの鍛冶工（剣、小刀、鎌）の移住が自由化された。1682年には隣邦ベストファーレン公邦からのオーゼムント鉄の輸入が禁止される一方で、マルク産の石炭、木材、オーゼムント鉄の輸出に課税された。さらにもう一方で、鍛錬場新設に際して補助金が支給されるようになった。他方で、1754年以降ライデ親方組合に対する政府の干渉がつよまっていった。1793には年エーバスマンの発案で、鎌製造に対する「営業規則」*Gewerbereglement* が発令され、これにより鎌鍛冶の組合結成が強制される一方で、政府による監督が制度化された。鍛冶工養成期間がさだめられ、鎌の商標が義務化され、品質・販路について協議する会議が毎年召集されることにな

表 14-1 マルク伯邦の世帯主の就業構成（1798）

	農村		都市	
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
農業	11224	62.5	1293	16.1
農民	4197	23.4	232	2.9
小屋住み農	6812	38.1		
日雇い	97	0.5	964	12.0
手工業	6185	34.5	5804	72.3
金属	1884	10.5	1535	19.1
建設	637	3.5	283	3.5
石材・土砂	73	0.4	68	0.8
織維・縫製	1649	9.2	1478	18.4
皮革	607	3.4	557	7.0
木材・製紙・印刷	322	1.8	303	3.8
食品	370	2.1	727	9.1
その他	643	3.6	853	10.6
王国職員	544	3.0	933	11.6
合計	17953	100.0	8030	100.0

注：「王国職員」*Königliche Bedienstete* の主な職種として、小学校長 *Schulmeister*

および教会堂職員 *Küster* が農村 152 人、都市 125 人挙げられている。

出所：Lange, 16 ページ。

った。さらに、マルク炭の供給を確保するために、1737 年「炭鉱条例」*Bergordnung* が発せられた。他方で、鉄工業の重点地域が徴兵制度の適用外となった。1748 年と 1771 年にはマルク伯邦西部全域で徴兵・募兵が禁止された。1791 年には村落民に工業製品を都市からのみ購入する強制が廃止され、村落に事実上の営業の自由が導入された²³⁾。

以上、フライタークに拠って 17~18 世紀マルクの金属工業史を概観したうえで、以下、これをランゲ Lange の詳細な分析結果により統計的に補足しながら、マルク金属工業の独自性の把握を目指したい。

② 職業構成

18 世紀末のマルク住民の世帯主 *Hauswirt* の職業構成は表 14-1 に示される。総計 2 万 5983 世帯のうち 1 万 1989 世帯、46.2% を手工業者 *Gewerbe* が占め、手工業者に占める比率は、金属工業者が 28.5%，織維工業者が 26.1% で、あわせて 54.6% と過半に達する。農民層でも専業農家 *Bauer* の占める比率は 35.4% にすぎず、零細農 *Kötter* 以下の貧農層は副業として各種農村工業に従事していたとみてよからう。これから、マルクが 18 世紀末までに農村工業化が高度にすんだ地域であること、しかも金属、織維が二大工業部門であることがうかびあがる。

ここで、二つの点が注目される。ミンデン-ラーベンスベルクが繊維工業のみが集積した単独産地だったのに対して、マルクでは金属・繊維二部門がほぼ均等に集積した複合産地であったことだ。もっとも、両部門の就業者数は拮抗しているとはいえ、金属工業がズューダラント（ルール川以南のマルク領ザオアラント）一帯に分布しているのに対して、繊維工業立地は西隣のベルク公邦に隣接するシュベルム（Hochgericht Schwelm）を中心とする地域にかたよっており、また、ベルクの問屋制資本の支配下におかれていた。したがって、マルクの農村繊維工業はベルク繊維工業が越境してマルク領内に拡延してきたものとみることができる。よって、ベルク繊維工業分析の対象に加える方が妥当であるので、本稿では金属工業のみに焦点をあてるすることにする。

もう一つは、大分類 *Gewerbe* のうち「商人」*Kaufmann, Händler, Hausierer* 等の商業職種が代表的中分類として例示されていないことである（したがってここでは *Gewerbe* を定訳の「商工業」ではなく、「手工業」と訳さざるをえない）。それはなぜなのか？ *Gewerbe* の中分類として金属、繊維に次いで就業者が多い（12.5%）「その他」*Sonstige* に、「商人」がふくまれている可能性はある。しかし、「その他の」代表職種として例示されているのは、「鉱業従事者（自営鉱夫？）」*Bergmann*、「炭鉱夫」*Kohlentreiber*、「運送人」*Fuhrmann* の三職種のみである。そもそもドイツにおける「商人」*Kaufmann* の社会的地位の高さからして、これが雑多な諸職種とともに「その他」にひとからげにされるとは考えにくい。となると、マルクでは金属・繊維工業経営者のなかに「商人」が潜んでいたのではないかとの問い合わせが誘発される。

この問い合わせるために、金属工業の業種別従業者数をみてみよう。表 14-2 から、農村では銑鉄から粗鋼までの鍛錬・圧延工程、都市では農村で生産された鋼材を加工する針金・金物製造が主であり、都市と農村が分業関係を展開していたことが判る²⁴⁾。ここで、注目されるのが *Reidemeister* なる職種で、農村で 111 人、都市で 109 人と相当な数に達している。それでは *Reidemeister* とはいかななる職種であったのか？ 農村の *Reidemeister* の事例を挙げると、Kreis アルテナではオーゼムント鉄鍛錬業に、Gericht ハーゲンでは鎌鍛冶に、それぞれ約 70% が従事していた。Kreis アルテナには 1705 年 72 人のオーゼムント *Reidemeister* がおり、半世紀後には 96 人に増えている。針金製造 *Reidemeister* は、リューデンシャイト、アルテナ、イーザローンの三都市に集中していた。ダーレ *Dahle* には 1770 年に 10 人の針金製造 *Reidemeister* があり、2 年後には 16 人に増加している。Gericht ハーゲンでは 1733 年 42 人の *Reidemeister* を数え、その数は 1754 年 58 人、1764 年 68 人に増加している。*Reide(n)*（動名詞：*Reidung*）という古語は、*reiten*（ride）の縁語と推定されるがさだかではない。よって、さしあたり「ライデ親方」と音訳するほかはない。Lange は、ズューダラントの金属工業の「企業家」（彼女はシェンペーターの用語法にしたがい *Reidemeister* を *Unternehmer* と規定する）が 18 世紀に *Reidemeister* と呼ばれていたと言う。「Reidung の

表 14-2 マルク伯邦の金属工業従事を主業とする世帯主

	農村		都市	
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
総数	1884	100.0	1535	100.0
鍛錬工	401	21.2		
オーゼムント鉄鍛錬工	249	13.2	2	0.1
延板鋼鍛錬工	203	10.8	1	0.0
鋸前工	126	6.7	79	5.1
ライデ親方	111	5.9	109	7.1
粗鋼鍛錬工	93	4.9	10	0.6
針金製造工	92	4.9	404	26.3
手錠鍛冶	79	4.2		
鎌鍛冶	73	3.9	11	0.7
小札鍛冶	55	2.9		
指貫製造工	54	2.9	6	0.4
製針工	49	2.6	91	5.9
小刀鍛冶	39	2.1	66	4.3
尾錠製造工	9	0.5	195	12.7
小計	1633	86.7	974	63.5

出所 : Lange, 18 ペイジ, Tab. 2: Hauptberuflich beschäftigte Hauswirte im Metallgewerbe der Grafschaft Mark 1798

権利」*Recht zu Reidung* とは賃労働者を雇用し、製品を販売する権利を言い、自身が手工業親方として製造現場の作業に従事するか否かは問われない。Lange の説明にしたがえば、「企業家親方」と意訳することもできそうである。アルテナ、ダーレ、エビングゼンの針金製造「ライデ親方」は、自己所有の作業場（物的ライドゥング権 *dingliches Reidungsrecht*）または賃借作業場（人的ライドゥング権 *persönliches Reidungsrecht*）で、賃労働者を雇用して針金製造をおこなった。ズューダラントの金属工業地帯では、一人のライデ親方のもとに平均 4 人が雇用されていた。この経営規模では、マニュファクチュアとは呼びがたい。さらにまた、ライデ親方資格はツンフトメンバーのみにみとめられ、1787 年以降この権利は相続が可能になった。ツンフト強制に縛られた商人兼務の手工業親方である *Reidemeister* は、18 世紀のマルク金属工業に独自な経営者形態であり、これをどのように概念化するかはなお慎重な検討を要しよう²⁵⁾。

イーザローン *Iserlohn* の針金製造業ライデ親方は製品の外部市場向け輸出もおこなった。ただしライデ親方が他の親方の発注を受けて「下請け親方」*Meisterknecht* として製造にあたると、かれは「ライドゥング権」を失ったという。リューデンシャイト *Lüdenscheid* の針金製造業ライデ親方は、当該権利の相続人か、登録簿記載により資格が証明された応募者のみが認可された。また。「人的ライドゥング権」は 1694 年のギルド条例で廃止された。ちなみに、

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

農村の小教区 *Kirchspiel* 住民は、当該資格取得のために市民権取得が要件になった²⁶⁾。

以上の点検から、ズューダラントのライデ親方は賃労働による製造業を経営し、原料調達先と製品販路とを自ら開発する商人としての機能を具えるがゆえに、企業家 *Unternehmer* の範疇に属するというのが、Lange の理解のようである。その資格は、ツンフト成員権の相続と鍛錬場 *Hammerwerk* 所有にもとづいていた。農村金属工業におけるライデ親方は、まず土地保有者および農民であり、自己の土地に建てた作業場稼働のための水力利用権を取得することを要件とした。自己の、または賃借りした鍛錬場を経営する手工業者の少なからぬ者が農業を兼業した。また、手工業者としてはツンフト強制にしばられていた。これにてらせば、ライデ親方は農民、手工業者、商人三職種を一身に兼ねる、マルクの金属工業に独自な身分範疇である。これをシュンペーター的理説における「企業家」の範疇に属せしめることは、ツンフト成員であることが必須の要件である（したがって、ツンフト規制に縛られるだけでなく、これを活用することもできた）ことからしても、速断にすぎる感なしとしない。ともあれ、水力利用が可能な鍛錬場や加熱炉を備える施設・工具の準備には紡車と手織機による室内織維工業よりはるかに多額の初期投資を必要とする。またこれに従事する労働力にも織維工業より高度な技能が要求され、労賃水準も織維工業を上回っていたはずである。かかる必要投下資本額と従業者への技能要求水準との差異が、織維工業とは異なる経営形態の類型差を生み、ベストファーレン西南部のマルクに、ライデ親方なる独自な経営者形態を生みだしたと考えられる。

ここで、ライデ親方範疇の特異性を見せつける三つの事例を挙げる。一つは、アルテナではとりわけ製パン業者が、ライデ親方として穀物を調達する地域で金属製品を販売したことだ。他の金属加工業者から製品販売を請け負うだけでライデ親方の資格を得たとは考えにくい。製パン業者自身が金属加工場も兼営していた（自ら製造作業にあたらずといえども）と推定するほかはない。第二は、イーザローンでは商人がライデ親方層の主力であったことだ。表 14-1 で *Gewerbe* のなかに「商人」が中分類として立項されていないのは、「商人」よりも「ライデ親方」が身分表示として選好されたことをものがたる。第三は、オーゼムント鉄鍛錬業では官僚出身のライデ親方が少なくなかったことである。これは三十年戦争の後遺現象で、農民が税金・戦費を貢納できなくなると、その手工業作業場が没収されて官僚に払いさげられたからだ²⁷⁾。出自、経営形態、機能がかくも多様な「ライデ親方」をどのように概念把握をするかはなお検討を要するので、さしあたりこの課題は保留せざるをえない。

③ オーゼムントとはなにか。

ここで、これまたマルク製鉄業の独自性というべき「オーゼムント鉄」 *Osemundschmiedeisen* に焦点をあてる。表 14-3 が示すように、1790/91 年のマルク農村オーゼムント製鉄業は、従業者 269 人、加熱炉 81 基、生産額 20 万 1400 Rt. を数えた。そのうち Kreis アルテ

表 14-3 マルク伯邦農村のオーゼムント鉄工業の立地

	就業者		槌・加熱炉		生産額	
	人数	構成比 (%)	基數	構成比 (%)	100 Rt.	構成比 (%)
KS Lüdenscheid	128	47.6	37	45.7	960	47.7
KS Herscheid	31	11.5	10	12.3	335	16.7
KS Kierspe	30	11.2	9	11.1	220	10.9
A Neuenrade	24	8.9	8	9.9	152	7.5
KS Halver	9	3.3	3	3.7	71	3.5
KS Meinerzhagen	9	3.3	3	3.7	53	2.6
A Plettenberg	6	2.2	2	2.5	42	2.1
KS Valbert	5	1.9	2	2.5	34	1.7
KS Hülscheid	4	1.5	1	1.2	36	1.8
A Altena	3	1.1	1	1.2	32	1.6
Kr Altena	249	92.5	76	93.8	1935	96.1
A Iserlohn	15	5.6	4	5.0	63	3.1
G Hemer	5	1.9	1	1.2	16	0.8
Kr Wetter	20	7.5	5	6.2	79	3.9
総計	269	100.0	81	100.0	2014	100.0

注 : KS=Kirchspiel, A=Amt, G=Gericht, Kr=Kreis.

出所 : Lange, 54 ペイジ。

ナに属する Hochgericht リューデンシャイト（リューデンシャイト、ヘルシャイト、ヒュルシャイトの 3 Kirchspiel から成る）が、従業者の 61%，加熱炉の 59%，生産額の 66% を占め、とりわけ KS リューデンシャイトに、従業者の 48%，加熱炉の 46%，生産額の 48% とほぼ半分が集中し、この地がオーゼムント製鉄業の中心地であったことが判る²⁸⁾。

オーゼムント鉄は、銑鉄から鍛錬される炭素含有量 0.2% 未満の強靭かつ柔軟な、展性の強い鍊鉄 Schmiedeisen である。オーゼムント鉄製の 1/12 Zoll (1 cm 強) の厚さの角棒の負荷限界が 1702 Pfd であったのに対して、スウェーデン鉄のそれは 1620 Pfd であったという。オーゼムント鉄は長さ 1 m の棒型 Knüppel の中間製品 grobe Eisenware として高次鍛錬された。針金用原料としては長さ 3 m のオーゼムント棒 Stange として成形された。もっとも、18 世紀初に多くのオーゼムント鉄鍛錬場では規定よりも 2 倍の太さのオーゼムント棒 Stab に仕上げていた²⁹⁾。

粗鋼 Rohstahl から鍛錬される鋼は炭素含有量が 0.45% 以上の高硬度可鍛鉄 hartwäres Schmiedeisen で、製法上の相違により Freudenberg Schmiederei と Schraatsschmiederei とに分かれた。後者は屑鉄を加えて製鍊された。最終製品の斧、桶、剣、やすり、鎌、小刀に対応して各種原料鋼が鍛錬され、さらに槌 Hammer, 円筒 Walze, ポンプ柄 Pumpen-stange, 各種栓 Zapfen 等の製造用の金敷鍛造場もあった³⁰⁾。

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

最終製品はじつに多岐にわたっていたが、金物 *Kleineisenwaren* のなかでは、多様な形状の鎌が主要品目であった³¹⁾。マルク製鉄業が、農業部門からの需要に応える工業という意味でも「農村（向け）工業」として自生的に発展した面を軽視してはなるまい。なによりも隣接の穀倉ミュンスターントとの地域内産業連関の深化へむかう展開だからだ。

針金製造業では、1486年のリューデンシャイトおよびアルテナの協定、ならびに1734年のイーザローン市およびFreiheitアルテナ（ダーレ *Dahle*, エビングゼン *Evingsen* の両Amtをふくむ）の協定は、多様な種類の針金製造における古くからの地域間分業を明文化した。これにより、リューデンシャイトは7.6～3 mm, アルテナは3.4～0.8 mm. イーザローンは0.7～0.2 mmの太さにそれぞれ特化することになった。さらに1734年の追加協定により、Amtイーザローン（Kreisベターに属する）は最細針金 *Kratzendraht* 4種類の製造に限定された³²⁾。

④ 販路

ライデ親方のなかには自ら鉄・鋼製品を販売するものがすくなくなかった。ヘーマー *Gericht Hemer* (Kreisベター) のライデ親方は自ら販売旅行をおこない、指貫、締金、針の販路拡大に努めただけでなく、同業者製品の販売をも請負った。そのため販売がかれらの主要業務になり、手工業者から商人へ転化していった³³⁾。ここに、農民→手工業者→商人→問屋制商人という転化過程をたどる経営者の系譜の一類型の事例を見てとることができる。

マルクの商人・ライデ親方は金属・繊維瀬品の販売のために、フランクフルト a.M., ブラオンシュバイク, ライプツィヒ, フランクフルト a.d.O.の大市をかかさずおとずれ、とりわけイーザローン商人がその主力であった。かれらには、Stadt/Amtイーザローンの製品ばかりでなく、アルテナ・ダーレ・エビングゼン製針金の販売も義務づけられていた。1776年フランクフルト a.M.の大市にイーザローンの25商家がおとずれており、1791年に16家に減ったものの両年とも当大市での金属製品取引の約40%を占めたという。ちなみに、他はシュマルカルデンとゾーリンゲンからの商人であった。なお、マルクの隣邦ペストファーレン公邦ビンターベルク *Winterberg* の行商人が、マルク製の金物、とりわけ鎌、刀身、小刀をヨーロッパ各地の農家を戸別訪問し、また諸市場で販売活動に従事したことも注目される³⁴⁾。マルク製金物販路においても、大市という全ヨーロッパ規模の市場組織がある一方で、農村各地に日用の各種金物を供給する行商網が毛細管のように張りめぐらされていたのだ。

マルク製品の販売に対する政府の政策姿勢は二面的であった。一面ではプロイセン東部市場の開放については禁止的であり、マルクはプロイセン領であるにもかかわらず、外国扱いされて東部市場参入に際して輸入関税を納めなければならなかった。1768年には密輸防止の名目で、ペストファーレン製品、とくに繊維製品の対東部輸出が全面的に禁止された。イーザローン製針金、鋼製品、刃物には例外規定が設けられたものの、これはしばしば停止さ

表 14-4 マルク伯邦金属製品の主要販路

精製銅	マルク内部, ベルク (レムシャイト, ザーリンゲン), フランス, ホラント, イングランド, 北ドイツ (ブレーメン, ハノーファー, ヒルデスハイム), バルト海圏, イタリア
帶鉄	フランス, スペイン, ポルトガル, 地中海圏
オーゼムント棒鉄	ベルク, マルク内部 (18世紀後半, 地元圧延鉄鍛錬用仕向け)
針金用オーゼムント	アルテナ, リューデンシャイト
鋼製品・金物	フランス, ホラント, ブラバント, ハンブルク, リューベク
鎌	ミュンスター, オスナブリュク, ブレーメン他北ドイツ全域, ポーランド, ロシア, デンマーク, スウェーデン, ホラント, フランス, アメリカ
針金製品	ライヒ東部, ホラント, スペイン, ポルトガル, フランス (1770年代以降フランス国産と競合), レバント, アメリカ
指貫他真鍮製品	ホラント, フランス, バルト海圏, アメリカ, プロイセン東部 (18世紀前半まで)

出所 : Lange, 152-153 ページ。

れた。また、1666年の相続契約 *Erbvertrag* により、ベルク・マルク間の自由貿易が保証されていたにもかかわらず、1739年マルク製の鎌、その他の金物の対ベルク輸入が禁止された³⁵⁾。他面では、表 14-4 に示されるようにマルク金属製品はバルト海圏に販路をひろげており、ブランデンブルク経由のバルト海圏向け出荷には政府は便宜を図ったとみなされる。

鎌については、1754年の通達 *Reskript* により、プロイセン東部市場向けはハルバーシュタット *Halberstadt* 製のみの出荷が認められることになった。ちなみに、対ロシア輸出は、陸路でブラオンシュバイク、ベルリーンを経てシュテティーンにいたり、そこから海路でロシアへ向かった。イーザローンのルーペ商会 *Rupe & Co.* は1787年、三棟の鋼倉庫をポツダムとベルリーンに備えていた。ポーランドへの輸出はバルト海経由ピラウ *Pillau* (バルティユエスク *Baltijsk*) へ向かう経路をとった³⁶⁾。

表 14-4 は数値情報を欠いているものの、18世紀マルクの金属工業製品の販路がマルク外へ拡がり、プロイセン東部（政府による禁輸）および南ドイツ（シュタイアマルク *Steiermark* 製の競争優位）を除くライヒ全域およびヨーロッパ各地へ、さらにアメリカにまで販路をひろげていたことを如実に示す³⁷⁾。他方で表 14-5 に示されるように、マルク農村金属工業製品の売上高が、内外ほぼ均衡していることも軽視できない。これは製品が中間製品としてマルク内部で消費されるばかりでなく、各種鎌に代表される最終製品もその多くが、まずマルク内の農業地帯の需要に応えるものだったことをものがたるからだ。内部市場を深める一方で外部市場を拡げてゆく、垂直・水平両方向の市場動態が均衡をとりながら同時並行的に進行する18世紀のマルク金属工業自体が、一産業として「革新」innovation を内発す

表 14-5 マルク伯邦農村工業製品の内外市場別売上高

	マルク内		マルク外	
	100 Rt.	構成比 (%)	100 Rt.	構成比 (%)
クライス	100 Rt.	構成比 (%)	100 Rt.	構成比 (%)
アルテナ	2315	64.8	1253	35.2
ベター	1106	36.0	1966	64.0
ヘーアデ	158	37.2	267	62.8
合計	3579	50.6	3486	49.4

注：Kr. アルテナに属する Amt アルテナおよび Kr. ベターに属する Amt イーザローンの外部市場売上高は、それぞれ 0 である。

出所：Lange, 164 ペイジ。

る諸条件を蓄積していく様を見てとることができる。

⑤ 金属工業都市イーザローン

Lange は農村工業を分析対象にしているので、都市工業についてはほとんど論じていない。そこで、これをおぎなうために Freitag により、マルク最大都市になったイーザローンの事例をとりあげる。1807 年のイーザローン市人口は 4494 人、1813 年には 5000 人に達し、ゾースト、ハムを超えて、マルク最大の人口規模になった。主力産業の鉄工業は原料を周辺の村落やアルテナから供給され、18 世紀には製鉄業に加えて黄銅、青銅製造もはじまった。1809 年には全就業者のうち 364 人（37%）が金属部門に従事し、そのうち商人が 161 人（17%）を占め、金属製品販売に集中した。中世後期から 16 世紀までは、ケルン、ドルトムント、ゾーストの商人もマルク金属製品の販売にかかわっていたが、時代がくだるにつれてイーザローン商人が地元産品の販売を独占するようになった。イーザローン製品は品質の高さと品目の多さで知られ、黄銅製たばこ入れ *Tabakdosen*、パイプたばこ詰め具 *Pfeifenstopfer*、青銅製扉・簾筈引手 *Türbeschläge und Kommodengriffe*、動物飼育用鎖 *Ketten für Tiere*、外套用鉤 *Mantelhaken*、編み物棒 *Strickstücke*、縫針 *Nähnadeln*、留針 *Knopfnadeln*、留輪 *Ösen*、留具 *Schnallen*、締金 *Spangen*、指貫 *Fingerhüte*、馬具 *Reitgeschirre* などの多岐にわたる日用消費財、産業用具であった。イーザローン商人の商圏は 18 世紀末オーバーラインからネーデルラントまでのライン河流域一帯にひろがり、さらにイングランド、フランス、北アメリカにもおよんだ。かれらはライプツィヒ、フランクフルトの両大市の常連の参加者であった。さらにまた、隣邦ベルクとの関係も密接だった。マルクとベルクの地域的産業連関の強化による内部市場の深化がライン河流域から世界市場への販路拡大とともに、ニーダーライン産業革命を推進する市場的要因となったことをうかがわせる一例である。

商人層は、地元産品の仕入れ・販売に専念する層と問屋制生産を手がける層とに二分され、後者は市内の金属工業ツンフトともすび市外ではライデ親方と組んで、賃労働者を雇用した。

その典型がベク兄弟 *Gebrüder von der Beck* で、1751年「縫針製造場」*Nähnadelfabrik*を設立し、25~30人の親方と160人の徒弟を雇用した。また、1804年に商人シュミーマン *Friedrich Schmiemann* とビーデ *Johann Biede* が設立した「製造場」*Fabrikhaus*では、一人の機械工 *Mechanikus* のもとで80人の労働者が簞笥引手 *Kommodenbeschläge* を製造した。この両事例は、いずれもマニュファクチュア範疇に属するとみてよい。もっともこれらは例外で、総じて金属工業経営規模は最大10人程度の雇用にとどまり、零細マニュファクチュアの域をぐるものではなかった。なお、1800年ごろ商人ルーペ *Rupe* が「絹布製織場」*Seidentuchfabrik*を亜麻・絹交織布製織用に建設したが、これは原料糸、羊毛製品、金属製品の保管倉庫として使用されたという³⁸⁾。ともあれ、18世紀末にはマルクの金属工業において零細マニュファクチュアの集積がすんでいたこと、その意味で産業革命過程がマルクですでにはじまっていたことは否定できない。

Freitagは「ライデ親方」について次のように論じている。1743年ズィーダラントの諸地区 *Ämter und Gerichte* に887人の金属工業者がおり、そのうち167人が鍛錬工 *Schmiede*、135人がオーゼムント鉄鍛錬工 *Osemundschmiede*、132人が棒鉄・鋼鍛錬工 *Stabeisen- und Stahlschmiede*で、このほか針金製造業者(?) *Hammerzöger*、鎌鍛冶 *Sensenschmiede*に加えて「ライデ親方」がいた。村落で生産されたのは缶 *Bücksen*、刀身 *Klingen*、小刀 *Messer*、釘 *Nägel*、鎌 *Sensen*などの最終製品、オーゼムント鋼 *Osemundstahl*、各種針金 *Drähte*のような半製品であった。これらの鍛錬場 *Hammer*、鍛冶場 *Schmiedewerkstätte*、研磨場 *Schleifkotte*の所有者は商人と「ライデ親方」であった。後者は自立的金属工業者のツンフト的団体の成員で、「金属工業の一職種を経営する権利」*das Recht zum Betrieb eines Metallgewerbes*を具えていた。ハスペ *Haspe*(ハーゲン近郊の小村落)の鎌鍛冶業では鍛冶場の大部分がライデ親方と「上昇した」鍛冶工、富裕農民の所有になるものであった。ここでのライデ親方所有の20鎌鍛冶場のうち7ヶ所で、ライデ親方は製作業に従事せず、事实上商人として機能した。他の13ヶ所では、所有者が鍛冶工としても現場作業に従事した。ハスペのライデ親方および富裕な鍛冶工は土地保有農民でもあった。他方で、鍛冶工と徒弟の多くは鍛冶場主から賃借りした小屋 *Kotten*住まいであったが、小農地を保有する鍛冶工、研磨工もいた。1790~1810年に、19人のライデ親方および鍛冶兼業大農が農地の52.7%を保有し、22人の鍛冶工・研磨工が16%を保有していた。なかでも目立つ事例がハルコルト一族であった。土地保有者にして商人のヨーハン ハルコルト *Johann Caspar Harkort*(1716-1760)の未亡人、ルイーゼ・ハルコルト *Louise Catharina Harkort*、旧姓メルカー *Märcker*(1718-1795)が、商業・問屋制前貸しに加えて製造業に参入したからである。1775-1780にAmtハーゲンで、鍛錬場と鎌鍛冶場をそれぞれ5ヶ所開設している³⁹⁾。ハルコルトについては、いずれ詳論することになろう。

（3）製塩業

近代初頭から製塩業は君主の収益特権 *Regal* とみなされるようになり、専売 *fiskalische Saline* されるか賃貸されるかした。鉱物学を修得した専門技術官僚たる製塩師 *Salinist* が、鹹水汲上げ装置および枝条架装置 *Gradierwerk* の稼働にあたった。プロイセン領ベストファーレンでは 1732 年マルク伯邦で、1753 年ラーベンスベルクで、塩は領邦の塩販売所 *Salzsteller* からのみ、また一定量以下でのみ購入できるとの命令が発せられた。この間、1740 年にクレーベ-マルクでも外国産塩の輸入禁止令が発せられている。1732 年総務省はウナ附近のブロクハウゼン *Brockhausen* の民営製塩場を買収、邦有化した。1734 年ここで収量の多い塩泉が開発され、1745 年に邦営に移管し、クレーベの戦争・御料地庁管轄下で大規模投資がおこなわれた。それにより新塩泉が開発され、汲上げ上屋が建設された。1750 年当庁の評議官フォン ラパルト *Johann Bertram Arnold von Rappard* (1708–1774) がフォン トルク *Friedrich Ludolph von Torck zu Nordherrugen* (1709–1787) と共に、ケーニヒスボルン *Königsborn* の製塩場を賃借した。ここに新式の枝条架装置と風車が設けられ、後者は鹹水のポンプによる汲上げの動力を供給した。煮沸工程用の燃料炭供給は Amt ヘーデにたより、このための石炭輸送条例を 1764 年プロイセン政府が発した。1774 年プロイセン政府は当製塩場を接収し、マルク支庁の、ついでハムの戦争・御料地庁の管轄下においていた。あたらしい塩泉が開発され、ここから枝条架装置および煮沸濃縮場 *Siedhaus* (Koktor) までの導管敷設、濃縮場 *Gradierwerk* の改築、従業員宿舎建設がおこなわれた。後述するように、塩の輸送用に 1780 年ルール川上流部が可航化された。塩と石炭と川の三つの自然資源のあたらしい組みあわせ（シュンペーターのいう「新結合」）が、あたらしい地域的産業連関の動態をうみだしたことになる。また、当初ルール川舟運の主要貨物が石炭だけではなかったことが、注目される。

ケーニヒスボルンの製塩場にはフォン ハイニツとフォム・ツー シュタインとがつとに関心をよせ、後者はベターの炭鉱局長就任直後から、またハムの戦争・御料地庁長官就任後も、製塩場への設備投資をおしまなかつた。1799 年に源泉汲上げ用にイングランド製蒸気機関が導入されて、従来の馬使用に代わった。この機械化により、鹹水を地下 50 m から地上 15 m まで汲みあげることが可能になり、鹹水はこの高さから枝条架装置へ自然落下する仕掛けであった。

1800 年ごろケーニヒスボルンはシェーネベク *Schönebeck* (エルベ河畔、マクデブルク附近) およびハレ *Halle* (ザーレ川 *Saale* 畔) に次ぐプロイセン第三の製塩場になっていた。18 世紀後半に年産 3560 t、クレーベ、マルクの内部市場およびネーデルラントが主な販路であった。従業者数 81 人、そのうち 5 人が風車師 *Windmüller*、4 人が機械師 *Maschinist* であった。この従業者数および汲上げ用動力に蒸気機関を利用していることからして、当製塩場は工場範疇に属するとみることができる。18 世紀後半にルールの製塩業は、石炭鉱業

に先がけて動力革命に点火したのだ。また、ネーデルラントの食品工業から生まれる膨大な食塩需要（魚の塩漬けとチーズ生産）に応える塩の主要供給地のひとつとして、マルクがその地位をかためたことは、ベストファーレンとネーデルラントとの地域的産業連関が一段と多様性をひろげたことをものがたる。

ベストファーレンの他の塩生産地として、ミンデン-ラーベンスベルクでレーム *Rehm* (ベーザー河畔) 附近に 1746 年塩泉が発見され、ここにノイザルツベルク *Neusalzwerk* 製塩場が建設された。ここでも邦営と賃貸が繰りかえされた。1800 年の年間産出量は 2800 t で、域内市場向けのほか輸出もされた。パーダボルン司教邦最大の製塩場ザルツコテン *Salzkotten* の産出量は 1800 年に 1000 t であった⁴⁰⁾。

15 道路と水路の整備

(1) 道路の整備

中間製品としての銑鉄、オーゼムント棒鉄 *Knüppelosemund*, 針金は製造元から直接調達された。ズィガラント (ミューゼン山地 *Müsener Grund*) からの銑鉄の輸出は、地元の鍛錬場への供給の残余をもってなされた。17 世紀後半以降、マルクは銑鉄をザイン-ハヘンブルク *Sayn-Hachenburg*, ザイン-アルテンキルヘン *Sayn-Altenkirchen* 両伯領からも調達した。こほか、ディレンブルク *Dillenburg*, オーバーベルク *Oberberg zu Weyershagen*, カルテンバハ *Kaltenbach*, リュンダロート *Ründerroth* も軽質の銑鉄を供給した。これは針金製造用に適していた。針金用オーゼムント鉄は、太針金用はリューデンシャイト周辺の鍛錬場から、中太針金用はアルテナの鍛錬場から、細針金用はイーザローン周辺から調達された⁴¹⁾。

以上から窺われるようだに、銑鉄から最終製品にいたるまでの中間製品の運送は、重量金属製品であるだけに相当の費用を要した。ハルバー *Halver* に立地する 10 ヶ所のオーゼムント鉄・鋼・圧延鉄鍛錬場が、1792 年、25 人の運送人 *Fuhrleute* を使用していた。1 オーゼムント用加熱炉あたり 3 人の運送人を必要とし、1765 年には徴兵を忌避して近隣地への逃亡する者の増加による運送人不足が訴求されている。運送人の最大集団は石炭運送人 *Kohlen-treiber* であった。1780 年 Hochgericht シュベルムのルール川とエネペ川 (*Ennepe*, ハーゲンで東側を北流してきたフォルメ *Volme* 川と合流してルール川にそそぐ) にはさまれた炭鉱地帯に 300 人以上の石炭運送人が居住し、各人が 3~4 頭の馬を使い、狭い馬道を抜けて 2.5~3 Ztn (120~150 kg) の石炭袋をはこんでいた。フォルメ川との間に位置するブレカーフェルト *Breckerfeld* からマイナツハーゲン *Meinerzhagen* にいたる比較的楽な「台地道路」*Höherstraße* は例外というべきものであった。

銑鉄の調達の主要経路は、産出地とマルクをつなぐ最短経路「鉄の道」*Eisenstraße* であ

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

った。それは、ハヘンブルク盆地 *Freier Grund im Hachenburgischen* から発して、ディレンブルク、アルテンキルヘン、フロイデンベルク *Freudenberg* 経由マイナツハーゲンにいたる経路であった。他方で水路では、1780年に可航化されたルール川舟運に、マルクで1787/88年に150人の石炭運送人 *Kohlenschicker* および舟運業者 *Schiffer* が従業していた。

総じて、マルク南部の山間地、マイナツハーゲン、ファルベルト、ハルバー、Hochgericht シュペルムに運送人が集中していた。運送業を主業とするものは少数で（1798年：農村に11人、都市に75人）、農民が副業として鉄、糸、石炭をはこんだ。また、オーゼムント鉄ライデ親方は製品運送のために自己の馬を使う一方で、出来高払いで現地住民を雇った⁴²⁾。

ここで、生産費に占める運送費の割合を確認する。1786年マルクにおいて1352Pfdのオーゼムント鉄生産費は、55Rt. 19St. であった。（1 Reichstaler = 60 Stuver）。このうち銑鉄、石炭、木炭の原燃料費は37Rt. 45St. で68%，賃銀費用が15Rt. 34St. で28%，その他2Rt. で4%という構成であった。賃銀費用のうち運送人賃銀 *Fuhrlohn* が7Rt. 39St. で総費用の14%，賃銀費用の二分の一を占め、オーゼムント鉄鍛錬業にとり、運送が製造とならぶ主要生産階梯であることを見せつける。ちなみに、賃銀費用の費目に *Reidungsnutzen* が計上されており、これをLangeは「企業家報酬」*Unternehmerlohn* としているが、その実態はさだかでない。⁴³⁾

鎌や縫針のような小物製品 *Kleineisenwaren* は、かごを背負った行商人が売りあるいは。しかし、輪状に巻いた針金、鉄鉱石、石炭のような重量貨物の運送には馬車が必要であった。そのためには、わだちができにくい、固い路面の道路の建設が必須の条件になる。1780年代にベストファーレンで初の「改良道路」*Kunststraße*（「人工的に固められた道路」*künstlich befestigte Straße*）が、マイナツハーゲン *Meinerzhagen*（ザオアラントから北流してハーゲンでルール川に合流するフォルメ川 *Volme* 上流の川畔）からシュテーレ *Steele*（ルール川北岸、エセン近郊）まで開通し、これはズィーゲンからオルペ *Olpe* を経てマイナツハーゲンにいたる「改良道路」*fest ausgebaute Straße* に接続した。これにより、鉄鉱石産出地域と金属製錬・加工地域と、レネ *Lenne*、フォルメ両川との合流点（ハーゲン附近）より下流域のルール渓谷炭田とむすばれたのだ。これより以前、1769年にマルクに道路条例 *Wegeordnung* が発せられていた。これにより、道路は年間をとおして支障なく通行できるよう維持されるべきこと、邦道 *Landstraße* および郵便道路 *Poststraße* は幅2.4~2.8Fuß（約8~10m）、山間地帯のズィーダラントでは12~16Fuß（約4.5~5m）と規定された。しかし、これは努力目標でしかなかった。当時の道路事情は切通し *Hohlweg* と呼ばれるべきものであり、冬季や雨天時にヘーアデ、カストロップ *Castrop*、バテンシャイト *Wattenscheid* のルール川北岸域では馬車通行は不可能であり、ズィーダラントでは降雪時に交通がとまった。

「改良道路」*Chaussee*（路面が外側より高く、両路肩に排水溝を備える）建設を、フリー

ドリヒ二世は軍事的理由から禁じた。かれが、自軍の進軍を容易にすることよりも敵軍の侵入を困難にすることが重視されたことは、逆に道路の軍事的利用価値が認識されていたことをも示唆する。とはいえ、18世紀末には道路の産業道路として機能が軍用道路としての機能よりも重視されるべき時代をつとに迎えていた。フリードリヒ二世の没後、ようやくその建設が始まった。ベストファーレン担当相 *Provinzialminister für Westfalen* フォン・ハイニツヒフォム・ツー・シュタインが、1786年フリードリヒ二世が没するとただちに、新王フリードリヒ・ビルヘルム二世の承認をえて国費による二本の改良道路建設に着手した。ベルリンでは先王の反道路政策を墨守する保守勢力からの抵抗に遭ったはずであり、また現地の沿線住民も、高い維持費と馬車荷積下ろし料・宿泊料収入の減少をきらって舗装道路建設に非協力的であった。かかる旧態に固執する勢力からの圧力を屈せぬ両人の努力がみのり、1788～1794年に二本の改良道路が建設された。一本は上述の南北路で、エセン東隣から発してボーフムを経てヘルデケ *Herdecke* にいたり、ルール川を越えてハーゲンにわたり、ブレカーフェルト、ハルバーを経てマイナツハーゲンまで延びた。これは、ズィーゲン-ナサオの鉄鉱山地帯とルール沿岸金属工業・炭鉱業地帯との接続を容易にする効果を發揮した。もう一本は東西路で、ルール川南側域のシュベルム *Schwelm* から発してゲーベルスベルク *Geversberg* を経てハーゲンにいたり、ここからルール川を越えて北岸のヘルデケにわたり、さらにヘーアデ、ウナを経てハムにいたる、西隣のベルクとの境界から東部の主都ハムまでマルクを縦断する路線であった。この二本の道路建設計画から、ルール川をはさんで向かいあうハーゲンとヘルデケの渡川区間が、東西・南北路の回転軸として重視されていたことが判る。1799年までにマルク内舗装道路の延長は、約80kmに達した。454567ライヒスターにのぼる建設費は王室と諸身分からの拠出金によりまかなわれ、道路維持費として通行料が徴集された。1804年、8500台の荷馬車車と手押し車 *Karren* がアムト・フロイデンベルク（ズィーゲンとマイナツハーゲンの間）をズィーゲン方面へ向かったという⁴⁴⁾。

ここで、二つの点が注目される。第一は、ハムとシュベルム、すなわちマルクの主都とマルク領西端の工業都市にしてベルク領最大の工業都市ブータールに離接するシュベルムとが改良道路によって直結したことである。ベルクはほかならぬビテルスバハ領であり、ホーエンツラント領のマルクがこのベルクと陸運革新により地域的産業連関をつよめる政策をうちだしたことは、両王家の伝来の葛藤が新しい局面を迎えたことを示唆する。そればかりか、NRUW析出のための空間軸の原型がこの交通軸の建設によって形を成しはじめたと言うことさえできるだろう。

第二は、マルク金属工業において、原料、中間製品、燃料がなべて重量貨物であったという商品特性が、物流を製造とならぶに時間・労働費用を要する階梯にさせ、よって工程間・立地間の物流過程の合理化、効率化を目指す企業家行動を触発する契機になったことだ。したがって、金属工業地帯としてのマルク南部は、商品特性および山間地という地形上の与件

表 15-1 マルク伯邦内の川の延長と落差

川	延長 (km)	落差 (m)	落差 /1 km
Losenbeck	3.5	174.6	49.8
Elspe	7.3	179.0	24.5
Rahmede	13.3	283.4	21.3
Verse	25.5	372.0	14.6
Volme	42.0	384.0	9.1
Lenne	131.0	732.0	5.6
Ruhr	202.8	536.3	2.6
Sieg	134.0	340.9	2.4
Lippe	242.5	126.6	0.5

出所：Lange, 69 ペイジ。

からして、東ベストファーレンの繊維工業地帯とくらべて、交通・物流革命へ向かう可能性をよりつよくはらんでいたと言えるだろう。フリードリヒ二世の死を待っていたかのように、ただちに（時機を失せず！）新国王に直訴して改良道路建設事業に着手した技術官僚たちの果敢な行動は、まさに「企業家行動」*Entrepreneurship* の範疇に属すると言ってよい。

(2) ルール川舟運

18世紀までのマルクの川は、水力源および水路としての経済価値を具えていたが、両者は矛盾する関係にあった。水車稼働用の水力として利用するためには堰を設けなくてはならず、これは舟運を妨げるからだ。マルクの川の延長と落差は表 15-1 に示されるとおりである。いずれもライン河の支流または支支流であり、落差の大きい上位 5 川が農村金属工業における水力源として重要であった。逆に延長が最大のリペ川は落差が 1 km で 50 cm にすぎず、およそ水力利用に適さない。他方で舟運にとっては、遡航に適していたことは大きな利点であつただろう。区間によっては船曳路も不要であったかもしれない。ルール川の北側を並流するリペ川は、舟運においてはルール川に先行し、前述のように 16 世紀のうちに、船使用であったとしてもマルクをベーゼル経由でネーデルラントとむすぶ水路として機能していたのだ。とはいえ、かくも小さな落差は川筋がいちじるしく蛇行していることにほかならず、また、いったん氾濫すると容易に水が退かず、定期的舟運には不適であったことも容易に推定できる。18世紀の産業発展があらたな舟運開発の対象にしたのは、リペ川ではなくルール川であった。これまた前述のように、ウナ近郊の塩泉開発を機に、プロイセン政府は 1730 年代にウナ附近のラングシェーデ *Langschede* より下流部のルール川可航化計画をうちだした。岩礁、砂礫、急流、無数の堰などの障害の除去という工事上の難題に加えて、ライン河との合流点ルールオルト *Ruhrort* まで（延長 120 km）出るために、ベルク公邦のミュールハイム *Mühlheim* の商人層の了承を得る必要があった。七年戦争終結後に領邦政府間

協定がむすばれ、マルク産品の輸送に通行税が免除されることになった。デュースブルク商人には船曳道路建設の見返りに石炭の独占的輸送をみとめさせた。1777年、マルクは総務省からシュタインハオゼン *Steinhausen*, ビテン, ベター, ヘルデケの四地点に閘門建設が委任され、シュタインハオゼンでは地元貴族も建設費を分担した。1780年ラングシェーデまでの工事が竣工し、これにより、ケニヒスボルン産の食塩、マルク伯邦採石場産出の石材、ビテン、ヘルデケ、ハティンゲン一帯のルール渓谷および両岸高地産出の石炭を水上輸送することが可能になり、イーザローン商人も大量貨物を西方へ輸送することができるようになった。ルール川畔にはアムステルダム向け金属製品の保蔵倉庫が建設された。ルール舟運はマルク、ベルクの物流の基軸として1860年代鉄道に代替されるまでつづいたのだ。ちなみに、ルール川可航化のため堰堤を撤去する見返りに、ハルコルト家は1778年ベターのシェーンタール *Schöntal* に粗鋼鍛錬場 *Rohstahlhammer* を設立する認可を得た。数年後に第二の鍛錬場 *Die Eisen- und Stahlwerke Peter Harkort & Sohn* が設立された⁴⁵⁾。

こうして、1780/90年代にマルクの陸運と水運の両面で、同時に交通革命がはじまったことになる。製塩業、炭鉱業における蒸気機関の導入をと考量するならば、マルクは産業革命の時代を迎えたといってよからう。

(3) 西方ベクトルの顕在化

いまやマルクを縦断するルール川の可航化は、マルクのネーデルラント指向性が一段と強まったことをものがたる。これは、産業革命を準備する本源的蓄積過程が地域的ベクトルの確定過程でもあったことをしめす事例である。

原経済圏はそれ自体内部の産業連関の展開が内部市場の深化（向心力作用）へ向かわせ経済空間として自立性を保持するものだが、閉鎖的な経済空間に収斂するものではないことは言うまでもない。外部市場との相互関連の展開（遠心力作用）の動的均衡のもとで、一つの固有な経済空間としての形態が再生産されるのだ。ただし、外部市場との連関はけっして全方位的でなく、強度の指向性を秘めている。*NRUW* の基本ベクトルは西方へ、すなわちネーデルラントを通して世界市場へ向かうのであり、この方向性がいつ確定したのかが問われるところなのだ。繊維工業が早くから発展した東北ベストファーレンはベストファーレンでも経済的先進地域であり、ベーザー河によりネーデルラントを介さずに北海に直結し、河口部にはブレーメンという海港都市がある。それにもかかわらず、ベーザー河をくだって北へ向かうベクトルガ *NRUW* の主軸にならなかったのはなぜなのか？なぜネーデルラントへ向かう西方ベクトルが北方ベクトルに優越したのか？この問い合わせると、あらためてミュンスター・ラントへ目が向かう。すると、周域は中核の自律的動態の永久動 *perpetuum mobile* を可能にする緩衝・補完空間にとどまるのではなく、これ自体固有なベクトルを秘めた動的空間ではないのかとの問い合わせが誘発される。

ここで、ミュンスター・ラントの対西方ベクトルを端的に示唆する事例として、マクス-クレーメンス運河 *Max-Clemens-Kanal* の建設を挙げる。河川交通では不利なミュンスター・ラントでは、水運はまず運河建設からはじまった。ミュンスターから北方へ、ライネ *Rheine* 附近にいたる延長 30 km のマクス-クレーメンス運河建設が最初の事業であり、これはミュンスターをネーデルラントに接続する水路の一部として構想された。1724 年建設開始、1731 年部分開通にいたり、じつに 1840 年まで利用された。さらに、1770 年にライン河の分流エイセル河の支流ベルケル川 *Berkel* が、合流点のズュトフェン *Zülpich* からミュンスター・ラント西部のシュタトローン *Stadtlohn* まで可航化された。これらの内航水運がどれほどの役割を演じたかはさておき、ミュンスター・ラントにおける 18 世紀の内水路建設は、この地のネーデルラント志向をものがたる好事例と言ってよい⁴⁶⁾。この事例だけからしても、近代初頭以来ミュンスター・ラントが培ってきた西方志向が、マルク・ベルクのそれと共に鳴り、增幅作用をおよぼしたのではないかとの推定が容易にはたらく。これに反して、東北ベスト・ファーレンは多少なりとも北方志向をはらんでいるだけに、ミュンスター・ラントのそれとの共鳴を十分に響かせるにいたらなかったのではないか。それどころか、とりわけプロイセン志向が強いミンデンなどは、ときに不協和音をきしませたのではないかとさえ推量される。マルクと同じくプロイセン領として、プロイセンの産業政策にマルクとひとしく均霑しながら（ときにはマルク以上に厚遇されながらも）、東北ベスト・ファーレンが *NRUW* の外縁部の一産地にとどまらざるをえなかつたのは、この地理的位置に規定された西方ベクトルの劣位によるものではなかつたか。

注

- 1) Klueting, Harm, *Geschichte Westfalens: Das Land zwischen Rhein und Weser vom 8. bis zum 20. Jahrhundert*, Paderborn 1998, 173 ペイジ；Felten, Franz J. (Hrsg.), *Preußen und Bayern am Rhein*, Stuttgart 2014, 86 ペイジ。
- 2) Klueting, 上掲書, 140–142 ペイジ。
- 3) 同上書, 132, 134, 140 ペイジ；“Bayern”, “Pfalz”, “Wittelsbach”, in: Köbler, Gerhard, *Historisches Lexikon der deutschen Länder: Die deutschen Territorien vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, 7. Aufl., München 2007.
- 4) Klueting, 前掲書, 151–152 ペイジ。
- 5) 同上書, 163 ペイジ。
- 6) 同上書, 182, 190 ペイジ。
- 7) 同上書, 77–78 ペイジ。
- 8) 同上書, 167–169 ペイジ；Freitag, Werner, *Westfalen: Geschichte eines Landes, seiner Städte und Regionen in Mittelalter und Früher Neuzeit*, 2. Aufl., Münster 2023, 432–433, 435 ペイジ。
- 9) Klueting, 前掲書, 169–170 ペイジ；Freitag, 前掲書, 435 ペイジ。
- 10) 日本では *Kreis* を「郡」と訳すことが一般的だが（たとえば、山田晟『ドイツ法律用語辞典』

増補版]), 連邦国家(ドイツ)と单一国家(日本)は国制が根本的に異なる以上、地域公共団体(行政区画)の各水準を便宜的に対応させることは誤解をまねく。明治23年から大正12年までわずか33年間しか存続しなかった日本の郡制とドイツのクライス制とは似て非なるものなのだ。したがって、クライスの首長 *Landrat* は、「郡長」ではなく「クライス長」と直訳するほかない。同じ理由により、クライスの直上水準の「行政区」*Regierungsbezirk*(ラント〔プロビンツ〕行政運営上の地域区分にすぎず、立法機関を具えない)を「県」と訳すことも不適である。その長官 *Regierungspräsident* は「行政区長」と訳すのが妥当であろう。

- 11) Klueting, 前掲書, 169-170 ページ; Freitag, 前掲書, 422, 425-428 ページ。
- 12) Freitag, 前掲書, 430 ページ。
- 13) Klueting, 前掲書, 212-214 ページ。
- 14) 同上書, 214-215 ページ。
- 15) Lange, Gisela, *Das ländliche Gewerbe in der Grafschaft Mark am Vorabend der Industrialisierung*, Köln 1976, 86, 88 ページ。
- 16) Klueting, 前掲書, 216-217 ページ。
- 17) 同上書, 219-220 ページ。
- 18) 同上書, 216-218 ページ。
- 19) 同上書, 221-222 ページ。
- 20) Freitag, 前掲書, 442 ページ。
- 21) 同上書, 443-444 ページ。
- 22) 同上書, 444-445 ページ。
- 23) 同上書, 445-446 ページ。
- 24) Lange, 前掲書, 17 ページ。
- 25) 同上書, 35, 37 ページ。
- 26) 同上書, 37 ページ。
- 27) 同上書, 38 ページ。
- 28) 同上書, 54-55 ページ。
- 29) 同上書, 142 ページ。
- 30) 同上書, 142 ページ。
- 31) 同上書, 144 ページ。
- 32) 同上書, 144-145 ページ。
- 33) 同上書, 150 ページ。
- 34) 同上書, 150-151 ページ。
- 35) 同上書, 152-153 ページ。
- 36) 同上書, 155 ページ。
- 37) 同上書, 152-154 ページ。
- 38) Freitag, 前掲書, 492-493 ページ。
- 39) 同上書, 519-521 ページ。
- 40) 同上書, 447-450 ページ。
- 41) Lange, 前掲書, 132-133 ページ。
- 42) 同上書, 134-136 ページ。

ニーダーライン原経済圏内の周域（4）

- 43) 同上書, 170-171 ペイジ。
- 44) 同上書, 155-156 ペイジ; Freitag, 前掲書, 450 ペイジ。
- 45) Lange, 前掲書, 40 ペイジ; Klutting, 前掲書, 222 ペイジ; Freitag, 前掲書, 451 ペイジ。
- 46) Schwarze, Gisela, *Westfalen II: Münsterland*, 2006, 111-113 ペイジ。